

環境教育に関する取組について

平成21年11月20日
文部科学省

学校における環境教育の取組について

1. 学校教育における環境教育の位置付け

環境問題は、人類の将来の生存と繁栄にとって重要な課題であり、児童生徒が環境についての理解を深め、責任をもって環境を守るための行動がとれるようにすることが重要。

このため、学校教育においては、社会科、理科、家庭科などの各教科等における環境に関わる内容の充実を図るとともに、「総合的な学習の時間」において、環境問題について、教科の枠を超えた横断的な学習を展開できるようにしている。

(主な取扱い例)

- | | |
|-----------------|---------------------------|
| ・環境に関する知識・理解 | 社会科、理科、家庭科などの教科、総合的な学習の時間 |
| ・環境に関する体験活動 | 特別活動、総合的な学習の時間など |
| ・自然を大切にしようとする心情 | 道徳など |

(具体的な取扱い例)

循環型社会の形成にかかる環境への配慮等については、社会科や家庭科などで児童生徒の発達の段階に応じ指導することとしている。

小学校3、4年の社会科で、「廃棄物処理と自分たちの生活や産業とのかかわり」について、地域の廃棄物処理方法等を調査し、廃棄物処理が果たす役割や意味を考えさせ、廃棄物を資源として活用すること。

中学校社会科の公民的分野で、「地球環境、資源・エネルギー問題」について、課題学習を行い、資源循環型社会への転換を図るための省資源、省エネルギー及びリサイクルなどの必要性に気付かせ、自らの生活を見直し、これらの課題について考え続けること。

高等学校の家庭科で、身近な生活の中から環境問題に関わる物資・サービスの選択、購入、活用や生活の仕方を点検し、生活意識や生活様式を見直し、環境負荷の少ない生活を目指し環境に調和したライフスタイルを確立すること。

2. 学校における実践事例

(取組事例)

A市B小学校「ごみ減量大作戦」

- ・総合的な学習の時間で実施。
- ・4年生は、ごみ処理場を見学してごみについて調べたり、リサイクル体験(牛乳パック、古布のコサージュ作り、廃油の石けん作り)や資源ごみの回収を行う。

C市D中学校「Recycle-地球環境-」

- ・生徒会活動(特別活動)を中心に実施。
- ・電気・水道の使用量を示すグラフを作成することにより、使用量削減に向けた呼びかけ活動を実施するとともに、エコキャップ推進運動に賛同し、ボトルキャップを回収するための回収箱を玄関に設置している。

(取組事例)

E県F高等学校「地球環境保全のための活動」

- ・地域の清掃活動やエコスクール活動(特別活動)とエネルギー環境学習(総合的な学習の時間)を結びつけて取組み、地球環境保全のために活動する生徒の育成を目指している。
また、理科や社会科、家庭科などでも実施している。
- ・通学路・学校の近くにある河川の清掃活動
- ・ゴミ分別・ペットボトルキャップを集めポリオワクチンに交換
- ・エコツーリズム(間伐体験・バイオマスに関する学習)
- ・廃油セッケンやアクリルたわしの製作
- ・近くの川や池の水質検査・生物観察

学習指導要領の改訂について

平成18年12月に成立した改正教育基本法では、教育の目標として、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」を新たに規定。

さらに、平成19年6月に成立の改正学校教育法でも、義務教育の目標として同様の規定を新たに加えた。

(参考1 教育基本法(抄)、参考2 学校教育法(抄))

教育基本法や学校教育法の改正を受け、平成20年3月に、小・中学校、平成21年3月に高等学校の学習指導要領を改訂し、社会科や理科、技術・家庭科などの関連の深い教科を中心に環境教育に関する内容の充実を図った。

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【小学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

節水や節電などの資源の有効利用（第3・4学年）

自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域（第3・4学年）

国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止（第5学年）

【理科】

自然環境を大切にし、その保全に寄与しようとする態度の育成（第6学年）

身近な自然の観察（第3学年）

生物間の食う食われるという関係などの生物と環境とのかかわり（第6学年）

【家庭科】

自分の生活と身近な環境とのかかわりに気付き、物の使い方などを工夫（第5・6学年・家庭科）

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【中学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【社会科】

持続可能な社会の構築のため、地域における環境保全の取組の大切さ（地理的分野）

地球環境、資源・エネルギーなどの課題解決のための経済的、技術的な協力の大切さ（公民的分野）

持続可能な社会の形成の観点から解決すべき課題の研究（公民的分野）

【理科】

自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察（第3学年・第1・第2分野共通）

持続可能な社会をつくることの重要性の認識（必修）（第1・第2分野共通）

地球温暖化、外来種（第3学年・第2分野）

【技術・家庭科】

自分や家族の消費生活が環境に与える影響について考え、環境に配慮した消費生活について工夫し、実践できること（技術・家庭科（家庭分野））

新学習指導要領における環境教育の主な充実例【高等学校】

【総則】

環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養う

【地理歴史科】

世界の資料、エネルギーなどの問題を大観（地理B）

【公民科】

持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動（現代社会）

【理科】

持続可能な社会の重要性を踏まえながら環境問題等の内容を取り扱う（内容の取扱い）

水力、化石燃料、原子力、太陽光などを源とするエネルギーの特性、利用（物理基礎）

金属やプラスチックの再利用（化学基礎）

【家庭科】

環境負荷の少ない生活、持続可能な社会を目指したライフスタイルを工夫し、主体的に行動する（家庭科）

環境教育充実のための主な施策について

1. 環境教育推進グリーンプラン

(1) 新しい環境教育の在り方に関する調査研究

学校を含め地域が一体となって、持続可能な開発のための教育に対応した環境教育を実践する地域の指定等。[平成21年度実績7地域]

(2) 環境教育実践普及事業

地球環境観測学習プログラム（GLOBE）推進事業

米国の提唱する同プログラムへの参加（GLOBE協力校の指定）

[平成21年度実績20校]

全国環境学習フェア

教師等が参加する環境教育に関する実践発表大会(全国大会)の開催。

普及用リーフレットの作成・配布

教員等を対象に環境教育の趣旨や実践事例のポイントなどを紹介したリーフレットを作成・配布。

(3) 環境教育・環境学習指導者養成基礎講座

環境教育リーダー研修基礎講座

環境省との連携・協力による指導主事、教員、社会教育関係者等を対象にした環境教育の基礎講座の開催。

2. 環境教育指導者養成研修

各都道府県等において環境を担当する指導主事等に対し、「国連持続可能な開発のための教育の10年」及び学習指導要領の改訂を踏まえた環境教育を推進する際に留意すべき事項（外部資源の活用の在り方等）について必要な知識等の修得をはじめ資質・能力の向上を図るとともに、受講者により、各地域において本研修内容を踏まえた研修の講師等としての活動や各学校への指導・助言等が行われるようにする。（独立行政法人教員研修センター）

【参考1：「教育基本法」(抄)】

教育基本法 (平成十八年十二月二十二日法律第百二十号)

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一～三 (略)

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 (略)

【参考2：「学校教育法(抄)」】

学校教育法 (平成一九年六月二七日法律第九八号)

(義務教育)

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 (略)

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。

三 (略)